

新（平成21年5月20日農林水産省告示第673号）			旧		
（純製ラードの規格） 第3条 純製ラードの規格は、次のとおりとする。			（純製ラードの規格） 第3条 純製ラードの規格は、次のとおりとする。		
区	分	基 準	区	分	基 準
品 質	性 状	急冷練り合わせをしたものにあつては、鮮明な色沢を有し、 <u>組織が良好であり、異味異臭がないこと。</u> その他のものにあつては、鮮明な色調を有し、 <u>異味異臭がないこと。</u>	性 状	急冷練り合わせをしたものにあつては、鮮明な色沢を有し、 <u>香味及び組織が良好であること。</u> その他のものにあつては、鮮明な色調を有し、 <u>香味が良好であること。</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	原 材 料	(略)	(略)	原 材 料	(略)
		食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸化防止剤 カンゾウ油性抽出物、 <u>チャ抽出物</u> 、ミックストコフェロール、ローズマリー抽出物、L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸パルミチン酸エステルのうち3種以下 2・3 (略)		食品添加物
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
表 示 業	表 示 事 項	1 <u>次の事項を表示してあること。</u> (1) <u>名称</u> (2) <u>原材料名</u> (3) <u>内容量</u> (4) <u>賞味期限</u> (5) <u>保存方法</u> (6) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び住所</u> 2 <u>輸入品にあつては、1に規定するもののほか、原産国名を表示してあること。</u>	表 示 事 項	1 <u>次の事項を表示してあること。</u> (1) <u>名称</u> (2) <u>原材料名</u> (3) <u>内容量</u> (4) <u>賞味期限</u> (5) <u>保存方法</u> (6) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び住所</u> 2 <u>輸入品にあつては、1に規定するもののほか、原産国名を表示してあること。</u>	
	表 示 方 法	1 <u>表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u> (1) <u>名称</u> <u>「純製ラード」と記載すること。ただし、未練りのもの又は流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して、「未練り」又は「流動状」と記載すること。</u> (2) <u>原材料名</u> <u>使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</u> ア <u>豚脂は「豚脂」と記載すること。</u>	表 示 方 法	1 <u>表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u> (1) <u>名称</u> <u>「純製ラード」と記載すること。ただし、未練りのもの又は流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して、「未練り」又は「流動状」と記載すること。</u> (2) <u>原材料名</u> <u>使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</u> ア <u>豚脂は「豚脂」と記載すること。</u>	

イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) 内容量

内容重量を、グラム、キログラム又はトンの単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 賞味期限

賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）を、次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。

(7) 平成20年10月1日

(イ) 20.10.1

(ウ) 2008.10.1

(エ) 08.10.1

(オ) 201001

(カ) 081001

イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。

(7) 次の例のいずれかにより記載すること。

a 平成20年10月

b 20.10

c 2008.10

d 08.10

e 2010

f 0810

(イ) (7)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

(5) 保存方法

製品の特性に従って、「〇〇℃以下で保存すること」、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。

2 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。

(1) 表示は、別記様式によりすること。ただし、表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りで

	<p>ない。</p> <p>(2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p> <p>(3) 表示に用いる文字は、日本工業規格Z 8305 (1962) に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p>
表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>1 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>2 その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示</p>

(調製ラードの規格)

第4条 調製ラードの規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	(略)	(略)
	(略)	(略)
	食品添加物	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 酸化防止剤 カンゾウ油性抽出物、チャ抽出物、ミックストコフェロール、ローズマリー抽出物、L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸パルミチン酸エステルのうち3種以下</p> <p>2・3 (略)</p>
(略)	(略)	
表 示 事 項	表示事項	前条の規格の表示事項と同じ。
表 示 の 方 法	表示の方法	<p>前条の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>

(調製ラードの規格)

第4条 調製ラードの規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	(略)	(略)
	(略)	(略)
	食品添加物	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 酸化防止剤 カテキン、カンゾウ油性抽出物、ミックストコフェロール、ローズマリー抽出物、L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸パルミチン酸エステルのうち3種以下</p> <p>2・3 (略)</p>
(略)	(略)	
表 示 事 項	一括表示事項	<p>1 次の事項を一括して表示してあること。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p> <p>(5) 保存方法</p> <p>(6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び住所</p> <p>2 輸入品にあつては、1に規定するもののほか、原産国名を一括して表示してあること。</p>
表 示 の 方 法	表示の方法	<p>1 一括表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内容量 内容重量を、グラム、キログラム又はトンの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(4) 賞味期限 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）を、次に定めるところ</p>

示	[削る。]
	[削る。]
表示禁止事項	前条の規格の表示禁止事項と同じ。

(測定方法)

第5条 前2条の規格における水分（揮発分を含む。）、酸価、よう素価、融点及びポーマー数の測定方法は、次のとおりとする。

事項	測定方法
(略)	(略)
酸 価	<p>試料 10 g を 200 ～ 300ml 容三角フラスコに 0.1 g の単位まで正確に量りとり、水浴上で試料が透明になるまで加温溶解し、中性溶剤 50ml を加え、十分に振り混ぜる。1 ～ 2 ml 容ビュレットを用いてあらかじめ力価を求めた 0.1mol / L 水酸化カリウム溶液で滴定し、淡紅色を 30 秒保持した時点を終点とする。次式により酸価を求める。</p> $\text{酸価} = \frac{T \times F \times 5.611}{W}$ <p>T : 0.1mol / L 水酸化カリウム溶液の滴定量 (ml)</p>

示	<p>ろにより記載すること。</p> <p>ア 製造から賞味期限までの期間が 3 月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(7) 平成 15 年 3 月 1 日</p> <p>(1) 15.3.1</p> <p>(ウ) 2003.3.1</p> <p>(e) 03.3.1</p> <p>イ 製造から賞味期限までの期間が 3 月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(7) 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>a 平成 15 年 3 月</p> <p>b 15.3</p> <p>c 2003.3</p> <p>d 03.3</p> <p>(1) (7)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。</p> <p>(5) 保存方法</p> <p>製品の特性に従って、「〇〇℃以下で保存すること」、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>2 一括表示事項の項に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。</p>
	表示禁止事項

(測定方法)

第5条 前2条の規格における水分（揮発分を含む。）、酸価、よう素価、融点及びポーマー数の測定方法は、次のとおりとする。

事項	測定方法
(略)	(略)
酸 価	<p>試料 10 ～ 20 g を正確に量りとり、50 ～ 60℃で加熱溶解し、溶剤（エチルアルコールとエチルエーテルを 1 : 1 で混合したもの）50ml を加え、フェノールフタレインを指示薬として 0.1mol / L 水酸化カリウム溶液で滴定し、次式により酸価を求める。</p> $\text{酸価} = \frac{F \times A}{S}$ <p>A : 滴定量 (ml)</p>

	<p>F : 0.1mol / L 水酸化カリウム溶液の力価  W : 試料の採取重量 (g)  5.611 : 0.1mol / L 水酸化カリウム溶液 1 ml 中の水酸化カリウムの量 (mg)</p> <p>注1 : 試験に用いる水は、蒸留法若しくはイオン交換法によって精製したものの又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法等を組み合わせた方法によって精製したもので、日本工業規格K 8008 (1992) に規定するA 2以上の品質を有するものとする。</p> <p>注2 : 試験に用いる試薬は、日本工業規格の特級 (エタノール (95) は1級) 等の規格に適合するものとする。</p> <p>注3 : 試験に用いるビュレットは、日本工業規格R 3505 (1994) に規定するクラスA又は同等以上のものとする。</p> <p>注4 : 三角フラスコは共栓付きを用いることが望ましい。</p> <p>注5 : 試料の溶融はできる限り低い温度で行う。</p> <p>注6 : 中性溶剤は、エタノール (99.5) 及びジエチルエーテルを等量混合後、1%フェノールフタレイン溶液 (フェノールフタレイン1.0gをエタノール (95) 90mlに溶解し、水を加えて100mlにしたもの) を少量加え、0.1mol / L 水酸化カリウム溶液で淡紅色を呈するまで滴定し、中和させたもの。使用時は淡紅色であること。また、室温が低い場合には、中性溶剤を20~30℃程度に加温して使用する。</p> <p>注7 : 試料が中性溶剤に溶解しない場合は、試料1.0gを0.01gの桁まで量りとり、エタノール : ジエチルエーテル = 1 : 4の比率で注6と同様に中性にした溶剤を使用し、特に迅速に滴定操作を行う。室温が低い場合には、この溶剤を20~30℃程度に加温して使用する。</p>		<p>F : 0.1mol / L 水酸化カリウム溶液 1 ml 中の水酸化カリウムの量 (mg)  S : 試料の量 (g)</p>
<p>よう素価</p>	<p>試料 0.3 ~ 0.5 g を 500ml 共栓付フラスコに正確に量りとり、シクロヘキサン 10ml を加えて試料を溶解し、更に一塩化ヨウ素溶液を正確に 25ml 加え、栓をしてときどき振り混ぜながら常温で1時間暗所に置く。次に、10%ヨウ化カリウム溶液 10ml 及び水約 150ml を加え、0.1mol / L チオ硫酸ナトリウム溶液で滴定し、溶液が微黄色になったとき1%でん粉溶液約 1 ml を加え、よく振り混ぜながら更に滴定を続け、溶液の青色が消失したときを終点とする。別に空試験を行い、次式によりよう素価を求める。</p> $(B - T) \times F \times 1.269$ <p>よう素価 = <math>\frac{\quad}{\quad}</math></p> <p style="text-align: center;">W</p> <p>T : 本試験の場合の滴定値 (ml)  B : 空試験の場合の滴定値 (ml)  F : 0.1mol / L チオ硫酸ナトリウム溶液の力価  W : 試料の採取重量 (g)  1.269 : 濃度換算係数</p>	<p>よう素価</p>	<p>試料 0.3 ~ 0.5 g を 500ml 共栓付フラスコに正確に量りとり、シクロヘキサン 10ml を加えて試料を溶解し、更に一塩化ヨウ素溶液を正確に 25ml 加え、栓をしてときどき振り混ぜながら常温で1時間暗所に置く。次に、10%ヨウ化カリウム溶液 10ml 及び水約 150ml を加え、0.1mol / L チオ硫酸ナトリウム溶液で滴定し、溶液が微黄色になったとき1%でん粉溶液約 1 ml を加え、よく振り混ぜながら更に滴定を続け、溶液の青色が消失したときを終点とする。別に空試験を行い、次式によりよう素価を求める。</p> $F \times (B - A)$ <p>よう素価 = <math>\frac{\quad}{\quad} \times 100</math></p> <p style="text-align: center;">S</p> <p>A : 本試験の場合の滴定値 (ml)  B : 空試験の場合の滴定値 (ml)  F : 0.1mol / L チオ硫酸ナトリウム溶液 1 ml に相当するヨウ素の量 (g)  S : 試料の量 (g)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

別記様式（第3条及び第4条関係）

名 称
原材料名
内 容 量
賞味期限
保存方法
原産国名
製 造 者

備考

[削る。]

[削る。]

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 輸入品にあつては、4にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。

6 (略)

7 (略)

別記様式（第4条関係）

名 称
原材料名
内 容 量
賞味期限
保存方法
原産国名
製 造 者

備考

1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。

2 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね 150 cm<sup>2</sup>以下のものにあつては、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 輸入品にあつては、6にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。

8 (略)

9 (略)